

「司法書士国民年金基金 加入にあたっての重要なお知らせ」

国民年金基金(以下「基金」という。)に関する重要な事項のうち、「金融サービスの提供に関する法律」「個人情報保護に関する法律」に基づき、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入の際には必ずお読みいただき、このお知らせを受領したこと、内容をご理解・ご了解いただいたことの確認の署名を、加入申出書にいただくこととしております。

基金の運営について

- 基金の具体的内容は、国民年金法、国民年金基金令等の法令及び当基金規約により定められており、加入員の代表である代議員による議決を経て運営しております。法令及び規約は当基金に備え付けており、随時閲覧いただけます。

加入員資格の喪失(脱退)について

- 基金にご加入後、以下のいずれかに該当するようになったときは加入員資格を喪失し、脱退となります。
 - ① 60歳になったとき……「加入員」から、受給の「待機者」又は「受給者」となります。
 - ② 65歳になったとき(国民年金に任意加入されている場合)
 - ③ サラリーマンになった、事務所が法人化した等、国民年金の第1号被保険者でなくなったとき(海外に転居したときを含みます)
 - ④ 司法書士の業務に従事しなくなったとき
 - ⑤ 国民年金の保険料を免除されたとき(一部免除、学生納付特例、20歳代の若年者納付猶予を含む)
 - ⑥ 海外居住により国民年金の「任意加入者」となったとき
 - ⑦ 農業者年金の被保険者になったとき
 - ⑧ 加入員本人が死亡したとき
- 死亡以外の事由で資格を喪失し脱退する場合、解約返戻金という制度はありませんので一時金として受け取ることはできませんが、将来掛金を納付した期間に応じて年金として支給されます。
- 上記の事由以外では、ご自身の都合で任意に脱退または中途解約することはできません。
※③の場合は、3か月以内に申し出れば居住県の地域型基金に継続できる特例があります。

掛金の引落について

- 個人型確定拠出年金(iDeCo)にも加入している場合は、その掛金と合わせて月額6万8,000円が上限となります。
- 毎月の掛金は、原則、翌々月1日にご指定の口座から引き落としさせていただきます。
- 掛金がお引き落としできなかった場合には、その翌月に2ヶ月分をまとめて引き落としさせていただきます。
- 2ヶ月連続でお引き落としできなかった場合には、掛金の払込票を郵送させていただきます。この場合には所定の延滞金が付加されますので、ご注意ください。なお、掛金を過去にさかのぼって納められるのは2年までとなります。
- 基金に加入されると、国民年金の付加保険料を納める必要がなくなります。(基金が付加年金を代行しているため)

年金のお受け取り方法について

- 年金のお受け取りはA型、B型、I型及びII型は65歳誕生月の翌月分から、III型、IV型及びV型は60歳誕生月の翌月分からとなります。ただし、国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給された場合には、その月分から国民年金基金の年金の一部(付加年金相当部分)についてもお受け取りいただきます。なお、この場合の年金額は繰上げ月数に応じて減額されます。
- 年金受給年齢になりましたら、登録されているご住所に基金から年金裁定請求のご案内をお送りします。このご案内が必ずお手元に届くように、加入員(待機者を含む)の方はお名前やご住所の変更があった際には、忘れずに基金までご連絡をお願いします。
- 年金は、年金額が12万円以上の場合、年6回(偶数月に前月及び前々月分として)に分けてお支払いいたします。年金額が12万円未満の場合には、年1回(決まった月に過去1年分として)のお支払いとなります。

遺族一時金について

- 終身年金A型と確定年金Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ型については保証期間があり、加入員(待機者・受給者を含む)の方が死亡した場合、以下のような遺族一時金があります。
 - ① 年金受給前に加入員の方が死亡された場合、加入時年齢、死亡時年齢および死亡時までの掛金納付状況に応じた遺族一時金が支給されます。
 - ② 保証期間中に年金受給者の方が死亡された場合、残りの保証期間の年金を支給されるための資産(年金原資)相当額が遺族一時金として支給されます。なお、残り保証期間の利回り分は含みません。
- 終身年金B型には保証期間がありませんので、B型のみに参加し、年金受給前に加入員の方が死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。
- なお、遺族一時金の額が払込み掛金額を下回ることがあります。
- 遺族一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた、次の1～6の順位に沿った何れか1名となっています。
 - 1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹
- ご加入後、第1回掛金のお払込みが完了した時から、遺族一時金の給付の責任を開始します。

年金及び一時金がお支払いできない場合について

- ご加入後の全ての期間について掛金が未納の場合又は基金の加入要件に該当しない場合、年金及び一時金のお支払いはありません。
- 偽りその他不正な手段により年金及び一時金を受けた場合には、基金がその額を徴収できるとされています。

国民年金本体の保険料を納付されなかった場合について

- ご加入後、国民年金の保険料が未納となった場合、その未納となった期間に基金の掛金を納付していたとしても、その期間中の基金掛金はそのまま加入員に還付され、その期間に相当する分の年金又は遺族一時金は支給されません。
- 還付された基金の掛金について既に所得税の社会保険料控除の適用を受けていた場合、その額について修正申告が必要となります。このような事態を招かないためにも、国民年金の保険料も忘れずに納付してくださいようお願い申し上げます。

基金が解散した場合の取り扱いについて

- 基金は公的な制度として、国民年金法に基づきその設立から運営について厚生労働省から指導、監督を受け、代議員会での議決を経て運営されております。また基金の財政状況を毎年チェックし、健全な運営に努めております。基金の財政状況は決算書に記載されていますので、随時閲覧できます。仮に当基金が解散した場合は国民年金法に基づき、基金の解散時点での残余財産額を加入員および受給者等で分配することとなり、それまで支払われた掛金額を下回ることがあります。なお、分配される額を国民年金基金連合会へ移管して、将来年金として受け取るような措置を講じております。

ご加入員の情報について

- 基金への加入に伴いご提供いただいたお客様の個人情報につきましては、関係法令に基づく基金の適正な運営、お客様へのご連絡、年金等のお支払いその他お客様へのサービスの提供の目的以外には、利用することはありません。また、基金は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理、使用および保護に努めます。
- 基金は、法令及び規約に基づき、ご加入の受付、給付又は掛金の徴収に関し必要があると認めるときは、お客様の国民年金の資格取得記録、資格喪失記録、納付記録、付加年金記録、住所異動年月日、老齢基礎年金の繰上方法及び受給開始年月日等について、関係機関に対して、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求める場合があります。
- 上記の他、お客様の情報につきましては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に定めがある場合を除き、お客様の同意なく第三者に提供することはありません。
- なお、当基金が保有するお客様ご自身の情報につきましては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に基づく所定の手続きにより、開示及び訂正等を請求することができます。詳細は、当基金へお問い合わせ下さい。

**※この書面は、加入員証、国民年金基金加入申出書(本人控)とともに大切に保管してください。
お名前、ご住所の変更があった際には、必ずご連絡をお願いします。**